

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和6年9月27日(2024.9.27)

【国際公開番号】WO2023/140111

【出願番号】特願2023-575189(P2023-575189)

【国際特許分類】

G 0 2 B 5/30(2006.01)

H 1 0 K 50/86(2023.01)

H 1 0 K 59/10(2023.01)

G 0 2 F 1/1335(2006.01)

G 0 2 F 1/13363(2006.01)

G 0 9 F 9/30(2006.01)

G 0 9 F 9/00(2006.01)

B 3 2 B 27/00(2006.01)

C 0 8 F 20/10(2006.01)

C 0 8 L 45/00(2006.01)

10

【F I】

G 0 2 B 5/30

H 1 0 K 50/86

H 1 0 K 59/10

G 0 2 F 1/1335 5 1 0

G 0 2 F 1/13363

G 0 9 F 9/30 3 6 5

G 0 9 F 9/00 3 1 3

B 3 2 B 27/00 B

C 0 8 F 20/10

C 0 8 L 45/00

20

【手続補正書】

30

【提出日】令和6年6月5日(2024.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フィルム基材と、バリア層と、粘着剤層とをこの順に有し、

前記バリア層が、重合性基を有するモノマーを含有するバリア層形成用組成物を用いて形成され、下記条件1および2を満たす、光学積層体。

40

条件1：前記バリア層の前記粘着剤層側の表面に、水酸基と反応して共有結合を形成する官能基が存在する。

条件2：前記バリア層の前記粘着剤層側の表面から前記バリア層の厚みの半分までの領域に、前記官能基に含まれる水酸基以外に水酸基が存在しない。

【請求項2】

前記フィルム基材と前記バリア層との間に偏光子を有していない、請求項1に記載の光学積層体。

【請求項3】

前記バリア層が、液晶性を示さない、請求項1に記載の光学積層体。

50

【請求項 4】

下記式で表されるモノマー収縮量 S が 0.1 以下である、請求項 1 に記載の光学積層体。

モノマー収縮量 $S = \text{バリア層の厚み} (\mu\text{m}) / \text{モノマーの重合性基当量}$

ここで、重合性基当量は、 $[\text{モノマー分子量}] / [\text{モノマー 1 分子当たりの重合性基数}]$ で計算される。

【請求項 5】

前記モノマー収縮量 S が 0.02 以下である、請求項 4 に記載の光学積層体。

【請求項 6】

前記フィルム基材が、シクロオレフィン系ポリマーフィルムからなる、請求項 1 に記載の光学積層体。 10

【請求項 7】

更に、光学異方性層を有し、

前記光学異方性層と、前記フィルム基材と、前記バリア層と、前記粘着剤層とをこの順に有する、請求項 1 に記載の光学積層体。

【請求項 8】

偏光子と、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の光学積層体とを有する、偏光板。

【請求項 9】

前記偏光子と、前記光学積層体が有するフィルム基材、バリア層および粘着剤層とが、前記偏光子、前記フィルム基材、前記バリア層および前記粘着剤層の順に設けられている、請求項 8 に記載の偏光板。 20

【請求項 10】

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の光学積層体を有する、画像表示装置。

【請求項 11】

液晶表示装置である、請求項 10 に記載の画像表示装置。

【請求項 12】

有機エレクトロルミネッセンス表示装置である、請求項 10 に記載の画像表示装置。

30

40

50